

---

平成27年 第4回（定例）木 城 町 議 会 会 議 録（第2日）

平成27年6月15日（月曜日）

---

議事日程（第2号）

平成27年6月15日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 散会

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 散会

---

出席議員（10名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 黒木 泰三君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 後藤 和実君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 淵上 達也君	議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 稲田 宏美君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	半渡 英俊君	副町長 .....	横田 学君
教育長 .....	中竹 聖子君	総務課長 .....	中村 宏規君
財政課長 .....	石井 雄二君	会計管理者 .....	伊藤 章君

まちづくり推進課長	萩原 一也君	環境整備課長	河野 浩俊君
教育課長	中井 諒二君	税務課長	津江 邦彦君
福祉保健課長	小野 浩司君	町民課長	吉岡 信明君
産業振興課長	押川 道彦君		

---

午前9時00分開議

○事務局長（**淵上 達也君**） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

また、本日は傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見、ご感想などをお聞かせいただきたいと思います。お帰りの際は傍聴席入り口の回収箱に投函ください。あわせてご協力をお願いいたします。なお、服装につきましては、本日クールビズ対応としております。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（**後藤 和実**） おはようございます。早朝より議会傍聴にご来場いただき、ありがとうございます。

傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の一般質問は、7名の議員が行います。質問方式については、一問一答式により行われ、議員の発言時間を30分以内としております。議員の質問事項につきましては、お配りしております資料をごらんください。

また、本日は議会広報のため、議場内で質問者、答弁者、傍聴席の写真撮影を行いますので、重ねてご了承をお願いします。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（**後藤 和実**） 日程第1、一般質問を行います。

これから通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、1番、2番の質問事項について、一問一答式により、7番、淵上三月君の登壇質問を許します。7番。

○議員（**7番 淵上 三月君**） それでは、通告しておきました2つのことについて質問させていただきます。

まず、生きがい活動支援通所事業についてお尋ねします。

生きがい活動支援通所事業、通称「ふれあいプラザ」についてお尋ねします。この事業の運営方針、その目的をお聞かせください。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 平成12年4月から介護保険制度が始まったところではありますが、老老介護でありますとか女性の社会進出、それから核家族化の進展によりまして、家族だけで介護することが困難な時代になってきたものと理解をしております。

そこで、介護保険制度に伴いますサービスの一つのメニューといたしまして、通所型のサービスとして、本町におきましては生きがい活動支援通所事業、いわゆる「ふれあいプラザ」に取り組んできたものと認識をしております。

この事業の目的でございますが、家に閉じこもりがちな高齢者に対しまして、社会的孤独感の解消でありますとか、自立して生活ができるように、さらには要介護にならないようにすることを目的としております。

次に、運営方針等ではありますが、高齢者の生活指導及び日常動作の訓練、趣味活動など生きがい活動の支援、それから社会参加を促進するための支援を行うことにより、自立した生活が続けられるように支援をしていく方針であります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 7番。

○議員（7番 淵上 三月君） この事業は、温泉館湯ららが建設されたときに、高齢者の触れ合いと憩いの場として計画され、実施されてきたと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど答弁いたしましたように、そのように私たちも考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 7番。

○議員（7番 淵上 三月君） 利用者の方々は、月に1回か2回のふれあいプラザをととても楽しみにされ、日々の暮らしの中の数少ない娯楽になっておりました。ところが、めばえ保育園の建設に伴って併設された四日市にある建物の中で実施されるようになってからというもの、利用者の皆さんからの苦情が続出しています。お耳に達しているでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） そのことについては聞いております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 7番。

○議員（7番 淵上 三月君） 私も多くの方々から、その訴えをお聞きしました。移動に忙しく、

ゆっくりできない。バスの乗り降りが多くて、足腰の悪い人には負担がかかるということでした。その数が余りにも多いので、これは何とかしてあげないとせつかくの高齢者サービスが絵に描いた餅になってしまうと思いました。そこで皆さんの話を聞くだけでは全容をつかむことはできないと思いましたので、自分も参加して一緒に体験してみました。前期高齢者ですので、申請すればメンバーの一員として参加することができました。

まず、朝9時過ぎにお迎えのバスが来て四日市に行きます。そこでお茶をいただいて、おしゃべりをしながら健康チェックをしてもらいます。お誕生会をするときは、どこかに出かけて楽しくドライブさせていただきます。そして、お出かけしない日はゲームをしたり、保育園児の遊ぶ姿を眺めたりするときもあります。

その後、今度は温泉館湯ららに移動して、湯らら亭で昼食です。それから温泉に入りますが、1時30分までには上がってきてくださいということでした。時間が気になって、ゆっくり温泉を楽しむことができないなと思いました。

それから、また四日市に戻り、お茶をいただきながらおしゃべりをしたり、ちょっと横になったりして過ごします。また軽くゲームをした後、ラジオ体操をして一日のスケジュールが終わります。3時にはまたバスで送ってもらって帰宅しました。

この体験を通して感じたことは、時間に追われてゆっくりできないこと、担当者に管理されていて窮屈に感じることなどでした。非常に親切で、きめ細かな行き届いたサービスなのですが、残念ながら利用者の求めているものと、この事業のあり方が違ってきているのではないかと思いました。

もう一度お聞きします。この事業の目的は何でしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど答弁いたしましたように、家に閉じこもりがちな高齢者に対して、社会的孤独感の解消でありますとか、自立して生活ができるように、さらには要介護状態にならないようにすることを目的としておるところであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 7番。

○議員（7番 淵上 三月君） 参加されている利用者の方々は、これまでの長い人生をそれぞれに働きづめに働いてこられ、現在も家の農作業や草取りや家事で懸命に働いておられる方々がほとんどです。月に1回か2回、ゆっくり温泉に入って、たわいもないおしゃべりをするというささやかな楽しみを、皆さんの喜ばれる形でサービスしてあげるのが本当の敬老精神なのではないでしょうか。利用者に喜んでもらえない住民サービスは、ほとんど意味をなさないと思います。

ここに367名の方々の署名と嘆願書を預かっています。ここで嘆願書を読み上げます。

嘆願書。木城町長半渡英俊殿。平成27年5月30日、ふれあいプラザ利用者及び町民。

このたびの町長ご就任まことにおめでとうございます。一同心よりお喜び申し上げますとともに、大いなる期待を抱いております。また、町におかれましては、日ごろより高齢者福祉にご尽力いただき、手厚いサービスに恵まれておりますことを心より感謝申し上げます。

さて、ふれあいプラザが始まって以来13年になりますが、温泉館湯ららに直行して、のんびりと皆と世間話をしながら温泉と食事を楽しみ、菜っ葉屋でゆっくりと買い物をして、一日がゆったりした時間で動いておりました。この心安まる一日は待ち遠しくなるくらいの楽しみで、利用者一同大満足して参加しておりました。

ところが、めばえ保育園の新設、移転に伴い、併設されたプラザに利用者には何の説明もないうちに内容が変更され、移動させられて、皆の希望に沿わない内容となってしまいました。移動に忙しく、ゆっくり温泉を楽しめない、入浴後はそれぞれ自由にゆったりとした時間を楽しみたいのに、それが許されない。バスの乗り降りが多く、足腰の弱い高齢者には負担が多いなど利用者の不満は募るばかりで、そのことが原因で参加しなくなった人も大勢います。

利用者はみんな、以前のようなふれあいプラザのあり方を望んでいます。利用者はほとんど高齢者です。このことを第一に考えていただきたいのです。利用者が本当に望む形での運用をお願いしたく、温泉館湯ららで実施されていた以前のスケジュールに戻していただきますよう、ここに利用者及び町民の署名をもって嘆願いたします。

ということです。これをお聞きになって、どう思われますでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今おっしゃったように、私のほうには6月2日だったと思いますけれども、ふれあいプラザ利用者及び町民の代表ということで数名の方がみえられて、湯ららで実施されていた形に戻してもらいたいという旨の嘆願書を提出されたところであります。

先ほどあったように、利用者の皆様からのご要望、ご意見といたしましては、バスの移動で乗り降りが負担になると。それから温泉にゆっくり入っておられないというようなことが主なものでありまして、いわゆる湯ららに戻してもらいたいということでございました。

嘆願書でありますので、そういった実情説明をされて、改善をお願いしたいというものと理解しておりますので、これにつきましてはしっかりと受けとめて、検討させていただきたいと思っております。

折しも、今回介護保険制度が一部改正が出ております。その中では、こういったふれあいプラザの利用対象者と、それから介護保険におきますところの要支援者を同じサービスの区分の中で介護予防、あるいは生活支援サービスの事業で位置づけをしなくちゃいけないという部分がありますので、法改正の部分と照らし合わせて、できるだけ利用者の方が満足をしていただけるよう

に、そういった形で改善をしていきたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 7番。

○議員（7番 淵上 三月君） 戦後生まれの我々と違って、この年代の方々は慎み深く我慢強い世代だと思いますが、その方々がこのような形をとってまでも、ぜひ何とかしてほしいと願っておられるのですから、ご希望に沿うようにぜひしてあげてください。

温泉館湯ららの中に、町民の健康増進を目的としたふれあいプラザがつくられていて、それを利用して高齢者の皆さんが、心から喜んで参加されていたのに、わざわざ四日市にまた新たにふれあいプラザを新設する必要があったのでしょうか。でき上がってしまった今でも疑問に思っておるところであります。

その当時の目的の一つとして、保育園児との世代間交流を目的に新設されたとも聞いておりますが、世代間交流はどのような形で行われているのでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ふれあいプラザのそういった詳細につきましては、担当課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 先ほどの質問であります。保育園児との交流につきましては、26年度から主にホールを使った誕生会の交流ですね。それと園庭または夏場のプール開放時の見学と手づくり遊びの交流といったものが、主な内容であります。

保育園につきましては、終日一応自由開放といいますか一般開放をしてる状況でありますので、いつでも足を運べるという形にはなっておるかと思えます。

一応26年度の実績としましては、年間26回の交流と述べ224名の参加ということで、実績になっております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 7番。

○議員（7番 淵上 三月君） 介護予防や世代間交流といった盛りだくさんの事業目的と、高齢者の皆さんのニーズが全く違ってきているのではないのでしょうか。

ふれあいプラザでは、ただゆっくり過ごしたい、日々の生活の中で疲れた体を温泉に入って休ませたい。温泉の後は、またゆっくりお昼寝をしたり、おしゃべりをしたりして自由に過ごしたいという、ただそれだけの単純な願いだと思います。80代、90代になってみなければわからない体のきつき、心の状態というものがあると思いますので、ぜひそこまで思いをはせて理解していただきたいと思えます。

介護予防ということであれば、にこにこ体操で週に1度は実施されていますし、毎日の生活の中でもほとんどの方々がまだ現役で、畑仕事、草むしり、家事など足腰の痛みを耐えながら働いておられるわけですから、十分にそれが介護予防になっていると思います。

ふれあいプラザをぜひ以前の形に戻していただいて、利用者の声に耳を傾けて、皆さんの望まれる形での運用にしていきたいと思います。

では、次に定住促進奨励事業についてお尋ねします。この事業は何の目的で、いつからどのような内容で実施されていますか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 木城町定住促進条例の目的でございますが、定住の促進と人口増加を図る、そして地域経済の活性化を図るというものであります。

それから、いつからということでございますが、この制度につきましては、全国的にもいち早く他の市町村に先駆けて行ってきている事業でありまして、住宅につきましては平成22年から、その前の初期の定住促進事業につきましては、平成15年あたりから始まったものと理解しております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 7番。

○議員（7番 淵上 三月君） この事業は今後も続ける予定でしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） この事業につきましては、本年度を含め3年間延長して実施をしていくということにしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 7番。

○議員（7番 淵上 三月君） この事業が始まって、何件補助し、その中で自治公民館に加入している世帯は何世帯でしょうか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） ただいまの質問でございますが、平成26年度末までで124件の交付を行っております。そのうち自治公民館に加入されているのは93世帯でございます。

○議長（後藤 和実） 7番。

○議員（7番 淵上 三月君） 奨励金はどういう基準で出しているのですか。また、どの段階で出すのでしょうか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 奨励金の交付条件としましては、現に木城町内に住宅を所有していない者で、個人住宅として町内に住宅を取得した者であり、住宅の移転補助または移転補償の対象となった住宅の代替えとして建設するものではないということを条件にしております。また、今年度から、地区への加入も条件の一つに加えております。

いつ交付するかというご質問ですが、住宅が完成されて住所変更をした時点で交付申請をしていただいているようにしております。

○議長（後藤 和実） 7番。

○議員（7番 淵上 三月君） この事業が始まって、この事業による人口の増加は何名ですか。人口がふえて、何か目に見えるメリットがありますか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） この事業によりまして、町外から転入されて建設された方が59世帯ございます。そのうち59世帯を世帯員数で申し上げますと、208人が町外からの転入ということになっております。また、そのうち約36世帯の方が子育て世代ということで、その子供の数が63人程度いるわけですが、この辺が成果と言えれば成果になるのではないかと、うふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 7番。

○議員（7番 淵上 三月君） この事業の弊害と言えるものが出てきています。先に家を建てて、そこに住んでいた人の至近距離に非常に迷惑な建物が建っています。1メートル近く盛り土をした上に、傾斜の強い片屋根のしかも2階建ての家が本当にすぐ目の前にそびえ立っています。しかも、それが真南に建っているものですから、それも2軒続いて南側に建っているんです。おかげで以前から住んでいた人の家は日当たりが非常に悪くなってしまい、冬は一日中ストーブをたかないと家にいられないというほど日当たりが悪い寒い家になってしまいました。

長年一生懸命夫婦で働いて、定年を迎えてやっと建てた家です。目の前に山がそびえ見えて、その風景が好きで買った土地だそうです。ところが、前にあった田んぼが売られて盛り土をされ、1メートルもかさ上げされた上に2階建てが建てられたということです。

建設の前に一度挨拶に来たきり、完成するまでどんな建物が建つのか皆目わからず、完成して初めて目の前にそびえ立つ建物であることがわかったということです。文句を言おうにも、建ってしまったものは今さらどうにもならず、建築基準法にもぎりぎりのところで許可が出て建てているということなので、どこに訴えようもなく、ただ泣き寝入りするしかない状況です。

このような迷惑な自分さえよければいいという行為がまかり通っているのでしょうか。しかも町が補助金を100万円も出して、その建築資金の一部として使っていると思いますので、ずっ

と以前から木城町に住んで住民税を納め続けてきた人が犠牲になって、そういうことがあっていいのでしょうか。日当たりがすっかり悪くなってしまった家に泣く泣く一生住み続けなければならぬという、この厳しい現実を知っていただきたいと思います。

先ほどの課長の答弁で、自治公民館に加入することという条件をつけられたそうですけれども、それまでは自治公民館に入ろうが入るまいが別に、何も行政のほうから強制的に言うことはできないのでということをお話を聞いておりました。今日初めて、自治公民館に加入することという条件をつけたということをお聞きしたところです。

それは非常に喜ばしいことだと思いますけれども、以前の状態であれば自治公民館にも加入せず、建築業者も町外の業者を使って家を建てて、町内の業者には何のメリットもないという話が多々ありました。これらのことについて見解をお聞かせください。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私も、そういった話はよく聞いておりました。特に最近に向こう三軒両隣でありますとか、あるいはご近所づき合いといったコミュニティー不足、それから町外業者でありますとどうしても顔が見えないということから、今おっしゃったような懸念といたしましうか、一つだと思っております。そういうことで、就任してすぐ担当課と話をさせていただきました、自治公民館には加入をすることをすぐ条件をつけさせたところでもあります。

それから、もう一点は顔の見える業者ということと、地域経済の活性化を図るという観点から、町内業者と町外業者の優位的な区別といたしましうか、そういったものをつけようということで、今担当課のほうに交付金を区分して支給をするようにということで今、指示を出しておりますので。

ただ、これについては周知期間等いろいろありますので、すれば年度初めからというふうになりますので、とりあえず今年には新たに自治公民館加入だけを条件をつけて、町内業者と町外業者の区分については年度初めからということで今検討しているところであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 7番。

○議員（7番 淵上 三月君） ただいま大変前向きなご返答いただきまして、とてもいいと思っておりますが、例えば先住者に迷惑な建物は建てさせない、建てる前にどのような建物が建つか、近隣に知らせて了解を得ることを義務づける。先ほど言いましたけれども、必ず自治公民館に加入することを条件にする。

また、町内の業者を使った場合は満額出すけれども、町外の業者の場合は補助金の額を半額にするとか、何割しか出さないとか、そういうことについて迷惑防止条例等の制定をされるお考えはありませんか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 住宅奨励金の交付要件に関しまして、今おっしゃったような迷惑防止条例の類いのものに特化したものとするという制定は、今のところ考えておりません。

ただ、どうしても住宅につきましては、ご承知のように一番の上位法は建築基準法でありますので、そういったところに合致すれば、なかなか建った以上は、それが迷惑になるのかどうかというのは難しい判断をしなくちゃいけませんので、全国でもそういった建築物に対しての迷惑防止条例は制定されてないと思います。

ただ、景観上での指定区域の中で、そういった条例は制定されていますが、住宅奨励金の交付条件に特化した迷惑防止条例というのは、今のところそういうことも踏まえて制定の考えは持っていないところであります。

○議長（後藤 和実） 7番。

○議員（7番 淵上 三月君） なるべく前から住んでいる人が、後から来た人のために非常に嫌な思いをして暮らすということのないような、行政としても補助金を出す以上は、それは多少の責任はあると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

無条件に補助金を出して、人の迷惑も考えない自分勝手な住民が入ってきて、ただ、いたずらに人口がふえればいいという問題ではないと思います。以前から住んでいる人も、新しく入ってきた人も、それぞれがお互いに助け合って住みやすい心豊かなまちづくりをしていかないといけないのであって、誰かが犠牲になって嫌な思いをしながら、毎日じくじたる思いで暮らすなどということがあってはならないと思います。

行政として補助金を出す以上は、強く指導してしかるべきと考えますので、どうぞご配慮いただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（後藤 和実） 7番、淵上三月君の質問が終わりました。

.....

○議長（後藤 和実） 次に、3番、4番、質問事項については一問一答式により、9番、山田秋吉君の登壇質問を許します。9番。

○議員（9番 山田 秋吉君） 3番、4番について質問させていただきます。ただいま同僚議員のほうで似たような質問はされましたので、わかった分については割愛させていただきたいと思います。

今、人口についても説明がありましたし、事前に担当課にもいろいろ話を聞いた時点で、ある程度は理解できたと思っていますが、ただ、町民に対しての広報については、もうちょっと努めてほしいというのが私の実感でした。ただ、この定住促進事業で、町外から来られる方につい

ては現在進行中ですので、かなり効果が出てきてるなというふうに思います。

この定住促進事業に奨励金を出し始めてから4年目に入るわけですけど、今後前回の議会の中で3年継続するというふうに決まったわけですが、今後この3年継続したあげくになると思うんですが、新しく町長になられた半渡町長の考えとしては、今後この事業をどういうふうを持っていかれるのかお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほども若干申し上げたところでありますけれども、この住宅取得奨励金制度等につきましては、全国でもいち早く他の市町村に先駆けて行ってきた事業であります。今回特に地方創生によりまして、他の市町村においてもこの事業を既に始めたところもありますし、また今後多くの自治体でこの事業を始めてくるものと予想しております。

ですから、他の市町村との優位的な差別化を図るためにも今後も充実をさせながら、継続させる必要があると考えております。

ですから、先ほど申し上げましたように、例えば自治公民館加入を条件につけるとか、あるいは町内業者と町外業者を区分して支給をするとか、それからほかの内容等についてもいろいろな種々検討加えながら継続してまいりたいと考えているところです。

○議長（後藤 和実） 9番。

○議員（9番 山田 秋吉君） ぜひお願いしたいと思います。今の成果については、同僚議員の質問の中で出てきましたので、割愛したいと思います。

この定住促進事業で、町内で生まれ育った後継者が家を新築される場合のことで、担当課に聞きました関係では、全て後継者が権利を持つなら認めるというような方向になっておるようですけど、私も農家ですが、農家の後継者を見ると、やっぱり親子と一緒に経営をやっていると、なかなか資金繰りが息子だけでは難しいという面も多々あるわけです。

それと、平坦部の町場に対しては、宅地にしても、親の家を崩さんとなかなか宅地も手に入らんというような状況にあるわけですが、この通告の中にありましたように、後継者に対しての条件緩和というんですか、何かそこ辺は担当課長に聞きますと、すべて後継者がやっていけば問題ないということでありましたが、実情はやっぱり後継者で残ってる方は、やっぱり親子ともどもに家計を支えているというのが実情だと思いますので、そこ辺のとこの多少なり、せつかく木城町に生まれ育ってきた後継者ですので、ある程度利用措置を考えてもいいんじゃないかと思うんですが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） この定住促進事業につきましては、いつも懸念をしている一つの材料が、いわゆる町内に居住を既にされている方と、それから入ってこられる方のその関係でありまし

て、その一つが今言われたようなことも入ってくるのかなと思っているところであります。

ただ、今現在、町内の後継者につきましては、特に条件緩和する部分はないというふうな考えを持っておりますけども、そこらあたりも含めて今後じっくり検討をさせていただきたいと思っています。

○議長（後藤 和実） 9番。

○議員（9番 山田 秋吉君） 町長の今の答弁で、ぜひそこ辺を担当課と協議をした上で、後継者が木城町に速やかに住めるような形の中で、条件緩和ができるものなら考えてほしいというふうに思います。

続いて4番ですけど、子育て支援事業で、これも医療費の無料化については前田口町長のときをお願いをして、小学校を最初にやって、その後中学校まで無料化したわけですけど、これについては小学校、それから中学校というふうになるわけですけど、各小学校、中学校で、現在どのぐらいの医療費補助費がかかっているのか、わかれば担当課のほうでひとつよろしく願います。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 乳幼児並びに児童の医療費の助成の事業の26年度の支出実績であります。まず小学校の入学前、いわゆる乳幼児の医療費の分ですが、こちらは自己負担なしの部分で、26年の実績で約1,100万円の支出を行っております。

現在小学1年生から中学校3年生までを町の単独的な事業として拡充しておりますが、こちらが自己負担が1診療当たり820円になっておりますが、小学校から中学校まで合わせまして約450万円の支出額というふうになっております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 9番。

○議員（9番 山田 秋吉君） 町長のほうは選挙公約でも述べておられましたけど、新富町が4月から実施をしてるんですが、実際は1月の議会で通過して、実施は4月から高校までやるということで、現在進行中ですが、選挙中に町長のほうで公約の中で、高校まで無料化にしたいという意向がありましたら、私もそう思っているわけですけど、これについては町長は実施されるのかどうか、お聞きします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 医療費無料化の件でありますけれども、人口減少対策を見据えた子育て支援策の一環として、また健全な発育の促進を図るために、そして保護者負担の軽減を図るという観点から、医療費無料化の対象年齢を高校卒業の18歳までに拡充をしたいと思っております。

現在の実施時期等につきましては、実施方法でありますとか拡充内容の検討、それから実施に向けての諸準備、広報等による周知期間等も考慮いたしまして、平成28年4月から無料化にしたいということ今、担当課に検討させてるところでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 9番。

○議員（9番 山田 秋吉君） ぜひ来年度実施ができるように担当課のほうも、私も担当課に聞きましたが、やっぱり諸都合があって準備の期間が必要だということでしたので、当然今町長が答弁されたように、これを高校まで無料化するためにはいろいろな手続もいるだろうし、県のほうと打ち合わせも出てくるだろうし、一つこれを早めにできれば解決してもらって、一刻も早い処置をしていただきたいというふうに思います。

私は総括的にこう考えますに、若者定住促進事業とこの子育て支援事業の中での医療費無料化、これはセットだと思うんですよ。やっぱり、このセットがあってこそ初めて非常に効果が出てきてると思いますので、ひとつ積極的に進めていただきたいと思います。

それから、先ほど言いました定住促進事業ですが、もう実施されてちょうど4年目に入るわけですけど、いい面と悪い面とあると思いますが、この言われた人口の増加の分については、当然私はまだ当分は財政的に余裕があれば、この事業は進めるべきだと思います。

というのは、やはり5年後、10年、15年後に考えたときに、町の財政を考えたときに、企業誘致がなかなかうまく進みません。だったら、町の一般財源を何で確保するのかと考えたときには、やっぱり今のままでいくと高齢者ばかりふえて、町の税収はどんどん減っていく傾向になると私は思ってます。ですから、今のうちにこの手だてをしていただいて、やっぱり人口をふやす、それも若い者を増やすという形の中でいけば、将来私たちは老後になったときに、私の面倒見てもらうのはやっぱり若者だというふうに思いますので、この事業はやっぱり進んで進めていただきたいというふうに思います。

やはり人口は減っちゃどうしようもないし、この事業を始めて県下で減ってないのは木城町だけということで、非常に効果が出てきておりますが、先ほど述べられましたように、この事業と子育て支援事業、医療費の無料化、これがセットの中で町外から、私町外から来られた方に聞きますと、やっぱりそこが両方言われますね。やっぱり、その面で非常に木城に住みたいということで、木城に来たんだということでした。

町として考えれば、やっぱり将来の財源を確保するためには、これはもう固定資産なり住民税なり、税収を増やさなどうしようもないわけですから、一つそこ辺も考えてやっていただきたいと思います。

それから、先ほど同僚議員が話したように、いろいろ問題が出てきておるようですので、もう

ちょうど初めて4年目入るわけですから、ここら辺でやっぱり木城町に来られた方々のアンケート調査をされるべきじゃないかなというふうに思います。良い点、悪い点、そんで今度どういうふうに考えて木城町に来られたのか、そこら辺のアンケート調査をすれば、今後のこの事業を進めていく中で、どういうふうにしていったらいいかという政策が出てくるような気がします。

我々も町民からいろいろ聞かれるんですけど、やっぱり全体の考え方ちょっとつかめませんので、できましたら、もうここでちょうど4年目に入るわけですから、ここら辺でアンケート調査をして、意向調査をしながら今後この事業を進めていかれたらいいんじゃないかというふうに思いますんで、町長のほうで一つ、そのように検討してもらって実施をしていただければありがたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 9番、山田秋吉君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） ここで10分間休憩いたします。

午前9時42分休憩

午前9時51分再開

○議長（後藤 和実） 時間が定刻よりも早いんですけども、10時55分と言っていましたけども、全員そろいましたので、ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、6番、7番の質問事項については、一問一答式により、中武良雄君の登壇質問を許します。3番。

○議員（3番 中武 良雄君） 町におかれましても、常に町道の補修管理については、最善の対応をされていると思われれます。私も仕事関係上、中之又のほうに毎日通っておりますが、本日は中之又の町道の補修管理について、3点ほど町長にお伺いしたいと思っております。

町長も選挙期間中に、中之又の道路を通られて感じられたとは思いますが、中之又の道路は山の形からしてもイノシシとか鹿が通ると、落石によって通行困難なときがあります。そんなときには地元の方が、清掃活動に取り組んでおられるわけですけども、その現象は特に冬場に多くて、動物の性格上同じところを通るといふ動物の習性がありまして、その落石の起きる場所が大体決まった場所で起きとります。

そういったところで、今までは冬の夜の時間帯が多いんですけども、夜の時間帯が多いため、今まで事故につながることはなかったのが幸いだったと思われるんですけども、町道を管理する町として、安全面を考えて、その箇所に防災ネットなり何かコンクリートで防御できるような、そういった設備ができないかどうか町長にお伺いしたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ことは、統一地方選挙の年でありました。そういうことで私も、町内を隅から隅まで回ったところであります。回る中、いろんな気づきあるいは気づかされたりしたところでもあります。先ほどから出てきました、一般質問に出てきました湯ららプラザの問題、それから今おっしゃったような道路事情等もいろいろ気づいたり、気づかされたところの一つでありました。

今3番議員が言われましたように、道路事情につきましては中之又地区に限らず、町内の道路を常に安全に、そして良好な状態で通行できるようにしなければならないと実感をしているところであります。

そこで早速、5月に行われました行政事務連絡委員会において、それぞれの地区において、そういった道路、安全に通行を支障を来してる部分とか箇所、それから道路補修の箇所があれば、担当課であります環境整備課のほうに連絡をくださいとお願いをしたところであります。既に提出された地区もあります。

そういうことで、まず今年度中にできるものは、早々に道路補修なり、そういう手だてをしていきたいと考えております。当然お尋ねの中之又地区からも、そういったご要望等は出てくると予想をしておりますので、その時点で対応させていただきたいと思えます。

なお、落石防止ネットの取り付け等については、技術的な面もありますので、そういった部分については、担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 落石防止対策について、主に過去の出水時に崩土が起きたところなどの現場を確認したところですが、ご存知のように中之又の地形、土質とかを考えると、山からの土砂流出をとめることが難しく、仮に出来るとしても箇所数が多いということで、緊急性の高いところから検討せざるを得ないというふうにご考慮いただいております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 3番。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番。今のところ冬場のときがひどいものですから、またその時点になりましたら現場のほうを見ていただきまして何らかの対応ができないか、ご検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、町道沿いの谷川の排水路の件なんですけど、過去の大雨でその機能がなくなってしまってる状態なんですけども、今現在板谷地区、弓木地区については、さほど問題はなかったんですけど、私が見る限り屋敷原、箕木、中野地区にある大体20カ所ぐらい、そういう排水溝があるんですけども、そのうちの半分ぐらいがもう詰まってしまっていると。30センチから50セ

ンチぐらいの配管があるわけなんです、特に詰まっているのが、その30センチぐらいの配管のところはほとんど詰まってしまっていると、もう中は詰まっているために水が上から流れて、道路を水で覆ってしまってるような状態も今現在見受けられます。

ここ最近非常に大雨で、雨の降り方も昔と違いまして、どしゃ降りというか非常に強い雨が降ります。そういったときに昔は雨だけでよかったんですが、今は山の荒廃等もありまして、水と一緒に土石も流れてくるわけですね。どうしてもそうなってくると、30センチぐらいの配管ではとても処理できないと。詰まってしまっても、その上を石が覆ってしまっても、その整備をしないではいけないという状況にもなることになります。

そういったことで、今後のそういった大雨にでも十分対応できるような大きい管のほうに変えることはできないかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 私どもが心配しているところというか、いつも横断が詰まって迷惑をかけてる箇所というのが、先ほど言われたところ、含まれているのかもわかりませんが板谷の道路横断部分とか、そういった部分にあるということなんです、現場を先週も確認しまして、なかなか暗渠部分だけをより大きなものに整備しても、現場条件で山からの土砂流出がとまりませんので、なかなか効果が出にくいというふうに判断しております。

土砂の詰まりにつきましては、谷川の土砂、ためますがありますが、その部分。それから暗渠部分についても、現場の状況を見ながら土砂除去してきておりまして、今後とも適宜対処していきたいと考えております。

なお、出水期前のパトロールなども現在行っておりまして、そういったものを強化して、必要に応じてご迷惑のかからないように対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 3番。

○議員（3番 中武 良雄君） 中之又の住民の方は、確かに今人口が50名そこそこしかないわけですが、そういった関係上意外ともう辛抱なさってるというのが、なかなか町のほうにはそこ辺の要望ができないというのが現状じゃないかと思います。

将来的にはやっぱり人口はどんどん減ってくるとは思いますけども、特に中之又線は西都線とつながってる線もあるわけですね。非常時の場合に道路としては、この西都線というのは非常に重要な路線になってくとも考えられますので、そのあたりの起きてから対処するんじゃなくて、起きる前にそういった対処も考えていただけたらいいかと思いますので、よろしく願いしときます。

続きまして、3つ目ですが、中之又の町道全般によることなんです、年に2回ほど町の作業

員の方が、2日ぐらいかけてショベルカーで道路の石をずっとのけていただいておりますが、なかなか日程とか予算の都合もあるのか、その石を全てとりのかすという状況にまでには至っていないのが現状なわけですね。というのは、端のほうの石は残ってしまっていると、真ん中だけ通行に支障ない部分だけはショベルカーでのけて、端のほうに置いているというのが現状なんですけども。

そういった状況になると、先ほど言いましたように中之又は非常にイノシシが多いところで、イノシシというのはこの端のほうの山側、石が盛ってあるところを、えさがあるわけなんです、ミミズとか何とかえさが。そういったのを掘るもんですから、その石がまた道のほうに出てきて、せっかくきれいにされたところが、もう2、3日すると、また石が全部道のほうに来てしまっていると、そういった現状があるわけですね。

私も、ずっと毎日通ってますので、その現状を非常によくわかってるんですけども、それを地区の方が、当然のかさなければ車が通行できなかつたりとか、車がパンクしたりとかいろいろなことがありますので、そういったところをやっているわけですけども。

取り除いた石を、先ほども言いましたが、端のほうにちょっと置いてあるんですね、山積みしてあるんですけども、この石というのは、それを置くとまた道幅も狭くなるわけですね。以前は石捨て場というのがあって、そこに捨ててもらってたんですけども、なかなかそういった場所が確保できないのか、作業に日程の関係もありますので、そこまでやるとトラックに積んで、またその捨て場まで持っていかないといけないということで、時間的にはどうしてもかかると。短時間に2日間でやるとすれば、もうぱんと集まって、ぱんと捨てるか、もう道下の川のほうに落とすか、それが手っ取り早いんですね、その状況は私はよくわかるんですが。

せっかくある道路だから積み置きするのではなくて、場所はあります、言っただけならば、地区の方も提供する場所もありますし、埋め立てしなくちゃいけないところもありますので、そういったところに、時間がかかってでもしっかりとそういった処理を最後までしていただくということが、非常に私の要望として言えることです。

せんだって、屋敷原のほうで鉄塔の業者が入るんですけども、多分町の方も見られたと思うんですけど、その業者の方が、きれいに石をさらえてもらってます、最低限そこ辺までやっていただくといいかなと。

だから、町の作業員の方は、ただサラリーマン感覚じゃなくて公務員感覚で作業されているんじゃないかなと。こういうことでしたら、もう作業の2人か何人いるかわかりませんが、そういった感覚を受けますので、もうちょっとしっかりと予算を組んでいただいて、あとの整備をやっていただけたらいいと思います。それだけお願いしたいと思います。

続きまして、2番目、スポーツ施設、体育館とトレーニングセンターがあるわけですけども、

こちらのほうの使用料の無料化について、ちょっとお聞きしたいと思います。

私の考えでは、古い時代は多分この使用料が無料であったんじゃないかなと記憶しておりますが、新しくなったところから有料になったというふうに私は記憶しております。行政の方によりますと、有料にしてから非常に利用者のマナーがよくなったというふうには聞いております。

また、見た限りでは、昼間の利用よりか夜のほうが多くて、それでも夜の利用は100%までは達してないと、あいているときもあるというような現状だそうですけども。現在の施設利用者の状況を教育長、担当の方、よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 今3番議員が言われましたように、有料になってからのマナーは大変よくなったと、私のほうも聞いております。

質問の施設利用者についてのことですが、体育館の利用者は25年度が2万7,225人、26年度が2万9,488人です。それからトレーニングセンターのほうで、25年度が8,814人、26年度が1万1,036人で、利用者数は増加しております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 3番。

○議員（3番 中武 良雄君） 確かに利用者のほうはふえてるみたいですが、非常によいことだと思うんですが、私の調べたところで、その施設の利用者の使用料ですかね、こちらのほうが約72万円ぐらいと聞いておったんですが、その点はいかがなものでしょう。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 使用料についてのご質問ですが、平成26年度の使用料につきましては、これは個別には計算してません。歳入のほうで、歳入の入り口といたしますが、そこ1本になってまして、体育館、トレセン、総合運動場、山塚運動場、この4つの施設で124万5,000円を収入をしております。

○議長（後藤 和実） 3番。

○議員（3番 中武 良雄君） 私が聞いたのと比べて大分利用料金が多いんですが、それはそれでいいとして、一応その使用料がなくなると多分大変かとは思いますが、

せんだって、体協の理事会があったわけですけども、議論の中に、体育館を利用してちょっとお金がかかるので利用できないというような声も聞かれました。町外の利用者については、ある程度仕方ないとは思いますが、スポーツの向上、体力の向上なんかを考えても、特に昼間の高齢者の活用促進も考えても、スポーツ施設の無料化の考えはないか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） ただいまのご質問ですが、現在無料で使ってもらってるのはスポーツ少年団、それから社会福祉協議会、老人クラブ、それから町が実施するスポーツ大会です。それにつきましては無料にしておりますが、個人とか同好会で利用する場合には受益者負担という使用料の考え方がありますので、公平性を確保するために無料化にするということは現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（後藤 和実） 3番。

○議員（3番 中武 良雄君） 無料化が無理であれば何らかの、昼間の使う利用が少ないということであれば、極端に言えばですね。そういった時間帯、昼間の時間帯だけでも、少し使用料値下げしてあげてやればいいのかと思いますので、その辺を検討よろしくお願ひしときます。

また、予約の取り消しがある場合、これについてはどういう取り扱いをされているか、お聞きしたいと思います。予約してる時、後の取り消しですね。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 予約の取り消しにつきましては、キャンセルがあった場合に使用料をいただいたときには使用料の返還を行っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 3番。

○議員（3番 中武 良雄君） それは前日まで有効、それとも何時間までという規定がありますかね。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） ただいまのご質問ですが、回答をちょっと用意しておりませんので、後で回答させていただきたいと思います。

○議長（後藤 和実） 3番。

○議員（3番 中武 良雄君） 聞くところにおいては、1週間前までは何か取り消し内で、それまでにすれば返還できるけども、それ以外はお返ししてないというようなことちらっと聞いておりますので、そのあたりも一回調べていただいて、また報告いただければいいかと思います。

続きまして、3番目ですが、体育館の2階にすばらしいトレーニングマシンが設置してあるわけですが、私も過去にそれを利用して肉体もちょっと締めた時期もあったんですけども、もとに戻ってしまった状態ですが、非常にすばらしい機械が置いてあります。

一時期はあれに何か専門的な方が、何か指導していたとかいう話もちらっと聞いたんですが、せっかくあれだけのすばらしい機械がありますので、有料で高鍋とかいろんなどこありますが、せっかくある機械ですので、あれを使って個人、個人向けの指導法を教えてあげたりとか、そう

いった関係のトレーニング教室の開催等の予定はないかお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） トレーニングマシンを設置した折に、最初のほうでは利用者への使用方法とか効率的なトレーニング方法の指導教室を実施しておりました。また、これまで希望者には、スポーツ推進員が指導を行っております。

利用の仕方につきましては、トレーニングルームに一応表示はしてあるんですけども、それでも難しい場合には、また利用者のニーズに応じまして、本町のスポーツ推進員による指導を実施していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 3番。

○議員（3番 中武 良雄君） スポーツ推進員でもだめというわけじゃないんですけども、結構最近はいろんな健康関係でいろんな教え方がありまして、やっぱりある程度専門の方がそういった指導していただけると、参加される方も、ああ、そういった方が来れば行こうかなという形で指導を受けるようになると思います。

健康がやっぱり一番で、お年寄りもどんどん増えていきますし、やっぱり医療費を使わないためには、やっぱり健康維持というのが非常に大事だと思いますので、このあたりをよく考えていただいて、もうちょっと施設の利用を促進していただけるようお願いしたいと思います。

続きまして、最後になりますが、町長の公約にある協働のまちづくりについて、町長にちょっとお聞きしたいと思います。

まず、公助・共助・自助・近助のきずなづくりとありますが、これを具体的に言ったらどういうことなのか。

また、きずなづくりと言えば、公民館活動も上げられるわけですが、現状の地区の高齢化に加えて、若い人の公民館離れも進んでいるようです。先ほども新しく定住促進で来られた方についても、そういった公民館に入会するような指導を義務づけるというような形の話がありましたけども、実際今のところまではそれができてなかったわけですね。だから、地区に家を建てるけども、なかなか入っていただけないと。そのトラブルが、いろんなトラブルが今現在出てるのが現状じゃないかと思います。

そういったことを考えて町長のほうにお聞きしたいと思います。現状の公民館活動をどう考えていらっしゃるかお聞きします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 阪神・淡路大震災以降、そして最近では東北大震災以降、いわゆる公助・共助・自助、そして最近では特に近助、近いところではありますが、しかしそれは近くの助け

合うという意味での近助ではありますが。そういった4つのキーワードを使ってまちづくりであります。当然災害時にもそういったきずなづくりでもってやっていくというのが、基本的なベースになってきたところであります。

特に最近では、近助ということで先ほどからも出てましたように、隣同士で助け合うとか、あるいはご近所づき合いをするとか、あるいは向こう三軒両隣といったような、そういった助け合うというようなものが、だんだん薄れてきていると思っております。特にそういったことが人情喪失でありますとかコミュニティ崩壊、それから地域格差、突き詰めていきますと、それが孤立化でありますとか孤独死などが懸念をされて、まさに無味乾燥なぎすぎすした社会をつくり出しているんじゃないかなと痛感をしているところであります。

そういうことで、安心・安全の住みやすいまちづくりの一環として、私はどうしても地域のきずなを取り戻す必要があると思っております。その具体策として、自治公民館の活動のあり方をもう一度考えて、それを活性化する、そして先ほどから申し上げましたように近くの人を敬い、感謝し、そして一旦何かあれば助け合うといった、その心の醸成、啓発活動をしていかなければならないと思っております。公助・共助・自助のそれぞれの役割を認識をいたしまして、ともに知恵を出して汗をかくことが地域の活性化につながると確信をしているところであります。

現在の自治公民館活動であります。今3番議員がおっしゃったように、果たしてこのような活動やあるいは地域づくり、きずなづくりがされているかどうかというのは、地域によってばらつきが出てきていると認識をしていますし、また限界集落と言われてる地区においても伝統行事でありますとか、公民館活動がなかなかままたまらんとというようなふう理解をしているところであります。

そういった意味で、地域づくりの拠点となる自治公民館が人口減少やそれから高齢化等で役員などになり手、人材不足等により運営等が懸念される地域が見えてきたように実感をしていると、そういうふうな認識を持っているところであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 3番。

○議員（3番 中武 良雄君） 公民館活動については、後の3番でもちょっと重複する部分がありますので、そちらのほうでちょっとお聞きしたいと思います。

続きまして、まちづくり委員会の創設というふうに公約にありましたけども、これは何を目的とした委員会なのか、それと委員の構成、任期を現段階の考えをお伺いしたいと思います。

また、いつまでに委員会を創設する計画があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほどから出てますように、人口減少による少子高齢化の進展などに伴いまして、いろんな社会情勢が変化をしてくれております。

また、核家族化でありますとか共働き世帯の増加、それから高齢者世帯の増加に伴いまして、どうしても地域住民と行政との協働、一緒に手を携えていろんなまちづくりあるいは地域の活性化を図らざるを得なくなってきたように、私は認識をしているところであります。

また、国においても、国から地方へという地方分権が進んでいるわけでありますので、どうしてもそういった意味では行政主体のまちづくりから、いわゆる住民が主役のまちづくりを目指していかなければならないと痛感をしております。

そういうことで、公共サービスの向上を図るためにはどうしても、町民との協働が必要だという認識のもとに、仮称であります、まちづくり委員会の創設を政策提案を今提案をさせていただいているところであります。

今のところ具体的な制度設計に向けての取り組みはまだしておりませんが、今後検討委員会を設置をして検討してまいりたいと思っております。

検討委員会の設置の時期につきましては、今地域担当職員制度検討委員会を立ち上げておりますので、それが終わった後に、しっかりと一つ一つ着実に創設をして取り組んでまいりたいと思っております。

ただ、今現在私が考えてるイメージとしましては、一つは自治公民館でありますとか企業、商店、老人クラブとかPTA、民生児童委員あるいはNPO法人なども全部含めた中で、地域の課題解決に向けての意見交換、連携、交流を図る場としてのまちづくり委員会というイメージもありますし、一方では公募した人を集める、例えば昔20人委員会とか30人委員会とか50人委員会といったような委員会がありました、そういった委員会組織をして、行政や町民に対して政策提案をしていくといった場はどうかということも考えております。

いずれにしても、さまざまな意見、考えを検討、集約させていただくために、まちづくり委員会設置に向けての検討委員会を設置をしてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（後藤 和実） 3番。

○議員（3番 中武 良雄君） そのまちづくり委員会ですけども、これ基本的には町内の方を対象ということですね。できれば、町外のそういった方も、そういう分野でエキスパートの方でも呼んで入れたらば、もっと幅広い考えの取り入れができると思いますので、町内に限らずそういう形での委員会であってほしいなというふうに考えております。ぜひ早急にそういった形のものをつくり上げていただいて、まちづくりに取り組んでいけたらと思います。私も、それなりに十分一緒に力を貸していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、3番目になりますが、地域担当職員制度の創設、これさっきの公民館の件ともありますけども、どんな制度なのかをお聞きいたします。

また、いつまでに創設する予定なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今まさに地方創生の時代であります。地方創生はあくまでも人口減少対策と、それからその地域の活性化をどうするかということでありまして、まさに知恵の出し合いというような部分があるかと思えます。

そのためには、どうしてもさっきから申し上げてますように、いわゆる地域が、それぞれの地区が元気を出さんとどうしてもだめだというような認識を持っておりまして、そのためにはしっかりと自治公民館活動を積極的に支援をする、地域担当職員制度を創設をさせていただいて、信頼される行政組織づくりでありますとか、住民の誰もが住んでよかった、住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを町民との協働で行っていきたいと考えているところであります。

具体的には、今の地域担当職員制度については、検討委員会を設置をして今検討させているところではありますが、職員が側面から支援をさせていただきたいということで、職員をそれぞれの地区に1名もしくは2名を配置をさせていただきたいなと思っております、地域と行政の顔の見える関係づくりで信頼関係を含め、協働の関係を構築をしたいと思っております。

将来的には、保健師でありますとか栄養士がいますが、どうしても健康づくりも大切な分野でありますので、保健師、栄養士という業務についても、それぞれの地区担当制度をしいて、しっかりと手だてをしていきたいという考えを持っております。

導入の予定であります、平成28年4月1日からの導入を予定をして今、検討委員会を立ち上げて検討させているということになります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 3番。

○議員（3番 中武 良雄君） 基本的に、職員の方を対象にということですので、職員の方々のそういった理解がないと、なかなかこれも難しいかと思えますけども、確かに各公民館、今公民館自体がちょっと危うくなっているところもあります。それはなぜかと言うと、役員をする人がいないというのが現状なんですね。だから、役員をする人がいないから、もう大部落の公民館を脱会しますよ、自分たちでやりますというような状態が今、在地区においても発生しております。これを何とかまとめなくちゃいけないと考えておるんですけども。

そういったところまで地区に入られた方がやっていただけるかと思うんですけども、そうしてやっていただければ非常に地区も盛り上がり、また行政とのきずなもまた向上すると思えますので、非常にこれはいい考えではないかなと。

当初、公約で町長が言われたときに、なかなかこれはいいあれだなど。地区の人たちにとっても、非常に喜んでおられます。これを実現して、絶対腰倒れにならないように、これをうまく活用しながら、地区と行政が本当に一体化なって、町民が思ってるのは基本的に皆一緒ですので、やっぱり町に住んでよかったと思うような町にしたいし、長く木城町に住みたいという人ばかりだと思いますので、このことをしっかりと実行に移していただけたらいいかと思います。

先ほども言いましたように、これで私の質問は全て終わるわけですが、私は一応町民の代表の一人として今後も町民の声を、この場においていろいろ代弁させていただきたいと思います。そういうことで、今後ともよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（後藤 和実） 3番、中武良雄君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） 次に、8番、9番、10番の質問事項については一問一答式により、2番、神田直人君の登壇質問を許します。2番。

○議員（2番 神田 直人君） 2番です。先ほど事前に通告しておりました質問事項に従いまして質問させていただきます。

まず、木城町の山林対策につきまして、町の総面積の83%が林野というふうに聞いております。4、50年前までは木城町は町有林があり、木材取引税などで潤っているというふうに聞いておりましたが、木材価格の低迷によりまして、山林の話をなかなか聞く機会がなくなってまいりました。

お伺いいたしますが、現在の町有部分林、また国有部分林はどのぐらいあるのでしょうか。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） 本町の町有林面積は505.3ヘクタールです。うち地区に貸し付けを行っております町有林の面積は357.76ヘクタールとなっております。

また、国有林の分収面積は187.4ヘクタールです。うち町と地区の三者で分収をしております面積は11.52ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 2番。

○議員（2番 神田 直人君） それぞれ伐期が来ているのがあるのではないかというふうに思いますが、今年また来年、伐期が来ているのはどのぐらいの面積があるのでしょうか。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） 町有部分林につきましては契約期間が50年となっており、伐期の時期を迎える部分林の面積がそれぞれあります。平成27年度につきましては、6件の

24.15ヘクタールとなっております。28年度は1件の2.99ヘクタールです。29年度以降につきましては24件の72ヘクタールとなっております。伐期を迎えました町有部分林につきましては、分収契約を結んでおります地区と町で協議をし、伐期の延長等が必要なものにつきましては、分収権の取得を町で行っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 2番。

○議員（2番 神田 直人君） 2番です。伐期が来ているものについては、延長もあり得るということですが、伐期、当然伐採されるわけですが、その後ぜひ更新していただきたいという思いがあるんですけども、皆さんご存じのとおり林業というのは40年、50年サイクルで動くものであります。現在伐期が来ているものに関しては、もう40年、50年前の先輩が手塩にかけて育成されてきたものであります。

それを切って、そのままにして返すのではなくて、ぜひ植えつけをして、また次の未来に残すような山づくりをしていただきたいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今2番議員が言われたことも、なるほどと今聞いておったところでございます。最近分収林が木材価格も安いということで町のほうで買い取ってくれというのが地区の要望が多々であります。

しかし、今後を考えると、やはりしっかりと再生林をして、山が持っている、森林が持っている機能を生かすということも必要でありますので、そういったことについてはひとつ検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（後藤 和実） 2番。

○議員（2番 神田 直人君） 森林の更新に当たっては、単に森林の公的な機能、多面的な機能もありますけれども、雇用にもつながります。もちろん植えつけをすれば、植えつけ、下刈り、除伐、間伐、さまざまな作業が行われ、また雇用の促進につながるというふうに考えておりますので、ぜひ今後とも山の育成についてはお願いしたいと思います。

また、民有林についてお伺いしますが、最近バイオマス発電や大型製材所の進出で木材需要が高まっていますが、今後大規模な面積の伐採とか今まで切らなかった急傾斜地などの伐採というのも考えられるのではないかと考えているんですが、その災害対策としての把握、また対策はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） 森林につきましては、森林法の規定に基づきまして、森林所有者の方は民有林を伐採する際には、森林整備の推進や森林の保護などの規範を定めた市町村森林

整備規約に従って適切に伐採が行われることを確認するため、伐採及び伐採後の造林の届け出を提出する必要があります。各市町村におきましては、伐採計画に伐採後の造林計画が適切に行われているのかを確認しています。

また、先ほど質問がありましたが、大規模伐採等に伴いまして、災害等の発生も懸念をされますので、大規模伐採を行われる際には、単年度ではなく2年に分けるなどの計画的な伐採と伐採後の速やかな植栽をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 2番。

○議員（2番 神田 直人君） 先ほど課長のほうから返答がございましたけれども、伐採後速やかな植栽ということが、私も、ぜひそうしてほしいと思うわけでありましてけれども、バイオマス発電や大型製材所の進出というのは県も推進されていたことなんですけれども、もう既に昨年、苗の供給が足りないというような状況であります。今後町も、県または森林組合等との協議をする必要があるのではないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） ただいま言われましたように、伐採後の植栽をするための苗木等の生産が不足しているというような情報もつかんでおりますので、今後は県あるいは森林組合さんと協議をしながら、生産体制の確立について要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 2番。

○議員（2番 神田 直人君） このことは推移を今後見守っていきたいというふうに考えますので、ひとつよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。空き家特措法についてお聞きいたします。

先月5月26日に、空き家特措法が施行されました。以前より隣の家が危ない、空き家が危険なのでどうしたらいいんだろうかという話もちょくちょく聞かれていたんですけども、この法律が施行されてから、その解消ができるのかというふうに考えまして、だが、その特措法の内容を見てみますと、崩壊しそうな家は撤去するように持ち主に指導するとか、もしそれができなければ行政がやって、その負担金を要求するとか、かなり今後トラブルの起きそうな内容を含んでいるのではないかというふうに考えますが、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 空き家特措法関係であります。今おっしゃったように2月26日に施行されて、5月の26日から全面施行されたところであります。

この法律の意図するところは2つありまして、空き家の除去とそれからまだ活用しうる空き家

の有効利用のこの2つを目指しているところではありますが、しかし、空き家と言えども、これは個人の財産にかかわることでもありますので、不利益処分決定を下す場合もあることから、慎重な取り扱いを求められているというふうに感じているところであります。

ただ、町でどうしてもこれをやっつけようとするれば、2つのポイントがあります。1つは、空き家の対策等の推進に関する条例を設置をすること、それから2つ目には、その空き家の調査と判定を行う審議会の設置、この2つが必要となってきます。

ただ、先ほど2番議員がおっしゃったような懸念も今出てきているところでありましたので、今しばらくは他市町村の取り組み状況も考慮しながら、そしてじっくり検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 2番。

○議員（2番 神田 直人君） ことしは台風年ではないかというような話も聞きます。検討している間に被害が及ぶことのないように、一つ調査また早急にどうかしなければいけないというような状況にあるものについては、何かの改善策というのを設けてもらいたいなというふうに思うわけですけど、いかがでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町内における空き家の実態調査については、早々に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 2番。

○議員（2番 神田 直人君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、要保護、準要保護につきましてお伺ひいたします。

町の就学事業に対しましては、非常に手厚い支援をしていただいておりますことに敬意を表しております。

準要保護につきましてちょっとお伺ひしますが、以前準要保護の認定につきましては学校長、民生委員などが一堂に会して認定の討議をされていたんですが、今どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 今のご質問ですけれども、要保護、準要保護児童の就学援助制度につきましては、国の学校教育法に基づきまして、木城町就学援助金交付要綱というのが作成されております。この第2条の第1項の規定により、木城町教育委員会が認定となっておりますので、現在は定例教育委員会に諮って認定をしております。その流れにつきましては、課長のほうから説明をします。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 現在の申請の流れにつきましては、まず保護者の申請がありまして、それから民生委員による申請世帯の調査、面接後の所見の記入、それからその後学校長の所見の記入を経まして、これは教育委員会、教育委員5名いますが、教育委員会の定例会のほうで審査をして認定を行っております。

それから、その後につきましては、税務課へ所得状況や非課税世帯の調査、それから福祉保健課につきましては、児童扶養手当の支給状況等を判定を行っております。結果的には、申請者、学校長、所見を記入いただいた民生委員、主任児童委員に認定の結果を、通知を行っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 2番。

○議員（2番 神田 直人君） 認定を受けますと、いろんな支援が受けられるわけなんですけれども、教材費の無償化とか修学旅行の支援、学校給食費は確か1回納めた後は無償じゃなかったかと思うんですが、それでよかったですかね。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 学校給食費につきましては1カ月分を納めてもらいまして、夏休みもありますので10カ月分を町のほうで負担するということになっております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 2番。

○議員（2番 神田 直人君） 2番です。現在の給食費の収納状況はいかがでしょう。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） ただいまのご質問ですが、平成21年度から平成26年度まで、全体の小中学校の給食費の収納状況ですが、現在まで100%できております。

それから、要保護児童につきましても100%収納しております。未納はありません。

以上です。

○議長（後藤 和実） 2番。

○議員（2番 神田 直人君） おそらく10年ぐらい前までは、いろんな学校給食費に携わる職員または関係者が、給食費の未納ということでかなり苦勞されてた、回収に苦勞されていたということを覚えております。この準要保護による無償化、これが給食費の完納ということに関連はあるというお考えはありますか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 本町におきましては、平成15年10月より全小中学生児童生徒に、学校給食費の補助をしております。本年度も月額小中学校とも2,000円を助成しております。

ので、保護者の負担としましては小学校は2,000円、中学校は2,500円というふうに、これは全児童生徒になっておりますので、そういうこともありまして未納がゼロになっているのではないかなというふうには考えております。

それから、要保護がゼロの世帯がございませんので、こういう補助金で随分助かってらっしゃる家庭が多いんじゃないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 2番。

○議員（2番 神田 直人君） 先ほど課長の答弁で、この準要保護の申請に当たっては、民生委員の所見などが必要ということがありましたけれども、私もずっと民生委員をしておりまして所見を書いて出すんですけれども、その途中の経過につきましては民生委員に対する報告というのはありませんね。最終的な報告、こうなりましたという報告だけだと思うんですけれども、途中でどういうふうになりますかということではわからないような状況なんです。所見の内容と認定の内容が全然違うとしても、それまでに要は民生委員というのはその所見を書いて出すだけというのが今の状況なんですけれども、それをどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 本当民生委員の方々には大変ご苦勞願って、その途中経過というのが報告がないんですけれども、これまででいいですか、この要綱の流れにでも決まってるんですが、所見は記入していただくということで、その途中の経過についての報告ということに関しては、特段決められていませんし、教育委員会のほうでそれは認定するというふうになっておりますので、その辺の経緯を説明はできないというふうになってます。

それから、税所得状況とか、どちらかと言うと非課税世帯の調査の結果とか、そういうものが大きく影響しております、認定に関しましては。

以上です。

○議長（後藤 和実） 2番。

○議員（2番 神田 直人君） 2番です。民生委員というのは支援をすることと、もう一つは自立を促すというような大きな目的があります。その面からも、その審議の中に民生委員会が入ったほうがいいんじゃないかと僕は思うんですけれども、そういう条項であれば仕方がないのかなというふうに考えます。

ただ、いろんなことでボランティアというものがかかわってまいりますので、その対応についてはひとつ、細やかな対応をしていただきたいなというふうに考えております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（後藤 和実） 2番、神田直人君の質問が終わりました。

.....

○議長（後藤 和実） 次に、11番、12番の質問事項については一問一答式により、8番、原博君の登壇質問を許します。8番。

○議員（8番 原 博君） 休憩なしですが頑張ります。今、国や地方の市町村が少子化問題に対し大きく動いている中で、新町長のこれからのまちづくりは大変であると思いますが、木城町の施政をよろしく願います。

それでは、通告しておきましたふれあいプラザの運営について質問しますが、先ほど同僚の議員から同じふれあいプラザの運営について質問がありましたので、重複する内容はできるだけ省略し質問いたしたいと思いますが、重複した場合はくどいですが、いま一度回答をよろしく願います。

まずは、これまでの経緯について話します。ご存じかと思いますが、私はふれあいプラザの移設を含むめばえ保育園の移転については、以前より再三反対をし、3度にわたり質問いたしました。

平成24年6月の一般質問では、現在のプラザの状況について、移動や入浴時間の制限等があり、利用者にとって酷ではないかの質問に、当時の担当課長の回答は、現在介護予防教室、ふれあいプラザを利用されている方は、1次予防で割と元気な高齢者の方の利用が主であり、介護状態にならないように予防するのが目的で、そういった方を対象に利用していただいております、移動送迎については十分注意はしていただきたいと思いますが、健康な方を対象に介護予防を目的として実施すると回答されていますが、今も介護状態にならないように予防するのが目的で実施しているのかお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 先ほど7番議員のご質問の中で、事業の目的につきましてもお答えをしたところでありますが、当然事業の目的にあります介護予防の推進並びに健康増進、それと閉じこもりを避けるといった目的がありますので、こういったものがおのずと要支援、要介護状態にならないための健康生きがいがいづくりに目的としておりますので、介護予防事業の一環に位置づけられる事業であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 8番。

○議員（8番 原 博君） 平成26年5月の一般質問で、ふれあいプラザの移転で利用者からの苦情等はなかったのか伺ったところ、回答は何件もあり、内容はバス移動の負担や風呂の時間的余裕がないなどでした。今後は要望等を聞いていくということでしたが、ふれあいプラザ利用者の要望の調査は実施したのか、担当課長お伺いします。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 昨年的一般質問のときにお答えをいたしましたように、その当時の数件のご意見をいただいているということでご報告をさせていただいたところです。昨年的一般質問以降に利用者の希望要望調査ということではありますが、それに関しては全体的な要望調査は行っておりません。

ただし、利用者の意見や要望の把握につきましては、現在委託をしております社会福祉協議会のほうから毎月利用実績とともに、日々のそういったご意見等のご報告を毎月いただいております。

また、そういったその都度そういう意見がありましたら、同じく社会福祉協議会のほうからも随時ご意見をいただいておりますので、そちらのほうで一応十分に把握しているというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（後藤 和実） 8番。

○議員（8番 原 博君） できましたら、例えば社会福祉協議会のほうで聞くというのは、利用されてる方は言いづらいと思うんですよ。そういった部分を含めて、所管担当の方が聞くという形が私はベストと思うんですが、今後はそういった意味を含めて、やっぱり要望については一遍アンケート調査なんかをされるといいと思うんですが、それについてはどんなですか。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） アンケートにつきましては、移設を行う前の平成25年11月から平成26年の1月にかけて、温泉の利用についてと保育園児の利用移行という形でとっておりますので、その中で利用者移行については十分に人数を把握をしてるというふうに思っています。

なお、言われますように、その後にバスの移動の負担とか温泉の入浴時間、そういったものが意見として上がっておりますので、そういったところに今後は対処していくという形で改善を進めていければというふうには認識しています。

以上です。

○議長（後藤 和実） 8番。

○議員（8番 原 博君） 現在の木城町の高齢者数は1,767人で高齢化率は32.7%と、人口の約3割以上が高齢者となっています。今後私も含め団塊の世代が高齢者となる5年から10年後は、さらなる高齢化率が進むと予測されています。高齢化率が進むから介護給付費もふえて仕方ないという考えでは、今後は通用しないと思います。町の財政を考えても、介護予防への取り組みは重要になってくると思いますが、ふれあいプラザが介護予防に効果があると思うかお伺いします。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 先日も新聞のほうに載っておりましたが、ある大学の調査で閉じこもりをなくすといえますか、週に1回でもそういった交流の場を設けると、憩いの場を設けることによって、認知症の予防の効果があるというような統計結果が出ております。

このふれあいプラザ、いわゆる生きがい活動支援事業で行っておりますことも、その一つに閉じこもりをなくす、それによって生きがいづくりをつくるという観点がありますので、当然介護予防への効果があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 8番。

○議員（8番 原 博君） 木城町の平成26年度の介護サービスの利用者数は314人で、介護給付費は5億2,129万8,667円であり、1人当たりの給付費は約166万円となっております。ふれあいプラザは社会福祉協議会へ委託事業として実施されており、その予算は604万5,204円であります。現在の登録者数は125名となっており、単純計算でも1人当たり年間4万8,000円の費用で賄われていることとなります。

木城町の介護認定も全国と比較して決して低いほうではないと思いますが、しかしプラザに行くことが生きがいとなり、介護予防につながっているのであれば、私も効果のある事業であると考えます。

しかし、ふれあいプラザの状況は、登録者数及び利用者数も逆に年々徐々に減ってきております。ふれあいプラザの運営がうまく機能していかないと思いますが、ぜひ参加者の声に耳を傾け、ふれあいプラザの運営が利用者をふやし、逆に介護認定の人を減らして、この事業が効果のあるものにしていくべきだと思います。

平成29年度までに新しい総合支援事業に移行される計画の中で、私は今後の取り組みは、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるように支援することだと思っております。そこで温泉がある木城町の利点を活用した、利用者が満足するような温泉を組み入れた介護予防を考えていく必要があると考えますが、執行機関の考えをお伺いします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） いわゆるふれあいプラザの利用については、7番議員のところでお答えしましたように嘆願書が出てると、いわゆる利用者からの嘆願書が出てきておりますので、それについてはしっかり受けとめて検討させていただきというお答えをいたしました。

ふれあいプラザの目的の中に、先ほどから出てますように生きがい活動支援事業と、それからもちろん健康増進もあります。それから、29年度からは新しい今おっしゃったような介護保険事業の部分もサービスもしなくちゃいけないということを、それをやはり意図的に行政としては

せにゃいかん部分と、それからしっかりと利用していただくというのが出てきます。

そういうことで具体的には、利用されている方あるいは利用対象者のニーズをしっかりと把握をした上で利用満足度を高めていくというのが大事だと思っています。ですから、具体的に申し上げますと、今ふれあいプラザで2回なり4回しとれば、2回のうち1回はやっぱり今までどおりとか、ある程度内容を充実した上ですとか、あるいはしっかりと温泉を利用して、要望で出ていたようにゆったりとした心持ちの中で温泉に浸かりながら、あるいはそこでゆったりと通いたいという方がいらっしゃると思いますので、そういった意味では2回のうち1回とか、4回のうち2回はそちらにするというような方向で検討したいということで、今担当課とも話をしてるところでございます。そういった方向で進めさせていただきたいと考えております。

○議長（後藤 和実） 8番。

○議員（8番 原 博君） 基本的には誰のために、何のためにこういった事業をするのかよく考えていただいて、今後は実施してもらいたいと思いますが。例えば先ほど言われたように4回の中の1回とか言われましたけど、例えば回数がえしても経費については増えていくとか、そういうことはないんですかね、課長。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 経費につきましては、現在指定管理委託という形でふれあいプラザを社会福祉協議会のほうに年間委託しております。先ほど町長が申しあげましたように、現在1カ月単位のスケジュールで、各地区多分それぞれ2回程度でしょうかという形で実施されていると思いますので、その回数が全体回数が変わるわけではございませんので、委託料にその分が反映するということはございません。

○議長（後藤 和実） 8番。

○議員（8番 原 博君） もし例えば町民たちの要望が、そっちよりもやっぱりずっと変えてもらって、温泉のほうをずっと重点してもらいたいことで上がってきた場合には、そういったときの検討はどうですか、町長は。

やっぱりどうしても、今のめばえのほうに持って行ってやるのか、先ではやっぱりもう考えて行って、めばえについては私は今後は、あの施設については、保育園児が例えば病気になったという場合にはある程度、そういう医療機関とも連携をとりながら、あそこで、何ていうんですか、何とか保育（発言する者あり）要するに、すぐ電話して親を帰さんでもよかったですね、親を帰して迎えにこらせんでいいことですね。あの施設を利用して、あそこはそういった保育をできるような形にすればいいと思うし、今後は今の温泉施設のところをもっと傾向を変えていただいて、あその部分にいろんなそういった福祉関係の事業を広げていくような形にしていってほしいと思うんですけど、町長どんなでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど答弁いたしましたように、そこらあたりも含めて検討していくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤 和実） 8番。

○議員（8番 原 博君） じゃ、よろしく願いいたします。

次に、地方創生について伺います。

総務省自治財政局の資料によると、地方創生に必要な歳出を1兆円計上し、国は今地方創生に向けて大きく動いております。しかし、木城町は、新町長の施政が動き始めたばかりで、これからであると思っておりますので、今回は詳細については質問しませんが、現時点での地方創生の推進についての町長の考えをお伺いします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 地方創生は、一口で言えば人口減少対策と地域の活性化の取り組みだと認識をしています。その取り組みを各自治体で知恵を絞っていくと。そして、今年度中に特色ある地域版総合戦略プランを策定をなさいたいというふうになってきてるところでありますので、木城町もそういった意味では、今年度中にこの地域版総合戦略プランを策定をするということになりまして、その予算も今回補正予算で上げているところであります。

まさに人が元気、地域が元気、住んでみたいと思えるまちづくり、地域づくりをしていくことが、私が思う地方創生、それが木城創生だと思っておりますので、オール木城でしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（後藤 和実） 8番。

○議員（8番 原 博君） 今の町長が少し答弁された中にまた含まれる部分がありますが、木城町の第5次木城町総合計画との関係はどのようにする考えかについて伺います。

地方創生に向けての総合戦略は、人口減少克服、地方創生を目的としていますが、総合計画は木城町の総合的な振興、発展などを目的としており、目的が含まれる政策の範囲は必ずしも同じではないと思っております。私は、地方創生に向けての総合戦略は、第5次木城町総合計画を基本に、これまでの施策事業の効果を検証し、数値目標を設定し、具体的にしていけばいいと思っておりますが、町長の考えを伺います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 考えにつきまして、8番議員と全く同じような考えを持っております。第5次木城町総合計画は、木城町における一番最上位に位置する計画でありますので、それをしっかりと尊重しながら、それを基本にしながら木城町独自の総合戦略プランを練っていきたいと思っております。

ご提言いただきましたように、計画策定に当たっては、できるだけ数値化できるものを数値化をして、それがしっかりと町民にもわかりやすい具体化ができますので、そういった意味ではしっかりと数値化を図っていきたいと思っています。

○議長（後藤 和実） 8番。

○議員（8番 原 博君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、県や市町村間の連携について伺います。私は県や市町村が連携し、勉強会をして広域的な施策においては連携を進めればいいし、まずは連携して協議の場をつくるべきと思いますが、町長、その辺を伺います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 県やほかの他町村との連携についてであります。まずは本町の地方創生をしっかり推進することが、まず第一かなと思っています。しかしながら施策の内容等によっては、本町のみだけでは効果的な事業ができないというものがあれば、しっかりと連携をとっていききたいと、そういうふうに考えております。

○議長（後藤 和実） 8番。

○議員（8番 原 博君） 木城町のいろんなプロセスをつくる中においては、やはり基本的には、まずは勉強会というか他町の流れとか、県の流れとか、国の流れをしっかりと把握した中において進めていただきたいと私は思っています。

次に、推進するための組織についてですが、プロセスの中で、まずは方向性や具体案について新規検討するのと組織が重要であると考えます。それについて町長、考えはどうなんでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 推進するための組織でありますけれども、効果的に地方創生をする事業進めて、やはりいろんなプロジェクト会議でありますとか、あるいはそういった取り組み、会議と組織をしていくことが肝要かなと思っていますので、できるだけ多くの方々に委員になっていただいて取り組んでまいりたいと考えております。一部、その部分につきましては予算化をしていききたいと思っています。

○議長（後藤 和実） 8番。

○議員（8番 原 博君） 私は、幅広い年齢層の町民を初め関係団体、特に地域金融機関等の知見を活用するためにも幅広い組織づくり、例えば大学、宮崎大学の教授とか農業関係であれば高鍋農業高校の先生とか、そういう人たちも含めた中にやっていけばいいと思います。

国は、地方に対して平成27年度の夏までに計画を出すように展開していますが、平成の大合併のときのように慌てて餌に飛びついて、後悔した他の合併した町村の話を私は聞いております。そのようなことがないように、急いでも慌てずに真のまちづくりのために、町長の手腕と今後の

頑張りに期待し、質問を終わります。どうも。

○議長（後藤 和実） 8番、原博君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） ここで10分間休憩いたします。12時を超えるかもしれませんが、休憩後そのまま進めたいと思っております。

午前11時08分休憩

午前11時16分再開

○議長（後藤 和実） 時間前ですけども、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、14番、15番の質問事項については、一問一答式により、1番、眞鍋博君の登壇質問を許します。1番。

○議員（1番 眞鍋 博君） よろしく申し上げます。13番の質問にたいしまして公約に上げた政策について、公約に上げた地区担当職員配置について、配置の時期、担当職員の具体的な仕事内容など配置に向けての協議が進んでいるのかという質問なんです。同僚の議員から先ほど質問がありまして、町長の答弁を受けましたので、この案件は非常にすばらしい案件だと思っております。

参考までに長野県の下條村というところが、全国から注目を浴びてます、奇跡の村と言われてます。人口4,000人に対してピーク時59人いた職員を37名まで削って、少数精鋭の職員で働く村に仕上げました。これは職員の民間企業への研修とか、そういった形で職員を働くプロ集団に仕上げたんですけど、これはやっぱり一番大事なことと思ひまして、少数に削ることによって住民の方々も期待に応えたという案件です。住民も変化して、自分たちがやれることは自分たちでやろうと、何でもかんでも行政に頼むんじゃなくて自分たちも変わらんといかんと、そういった意見でうまくまとめあげた案件でございます。

木城町は、職員の数が90名近くいらっしゃいますので、この90名を切ることはできませんので、倍近く37名よりいますので下條村以上のことができると思ひますので、町長にこの案件を参考にして、またいい制度をつくってもらいたいと思っております。

そして14番ですね、指定管理委託料について。今後小丸川発電所の固定資産税が、収入が減っていく中で来年の3月で契約の切れる指定管理者の委託料の減額、また指定管理業者の選定方法などの見直しが必要ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今ご質問ありましたように、最近特にここ数年、管理者の指定手続等については議論をしてきたところでありまして。いわゆる指定手続の過程に公平性でありますとか透

明性を持たせて、しっかりと住民に対しますアカウントビリティー、いわゆる住民説明というか、それをしっかりするというのが肝要かなと思っています。

そういった意味では、今年度一部の施設については、そういったことで有識者たる外部委員を導入して外部からの評価を加えたいと思っております。

以上です。

○議員（1番 眞鍋 博君） 指定管理の選定方法なんですけど、これは串間市で言うと、串間温泉いこいの里ですかね、この選定機構を選ぶときに、市が決めた選定基準、最低基準点というのがあるんですけど、これは業者をしっかりと、この企画書で正しいのか、この予算書で正しいのか、そういった選定をする部署があるんですけど。そこを選定委員が、市の幹部が1名で、選定委員が町民からやっぱり4名選ばれているということなんですけど、そういった最低基準とか基準を設けることは、今後考えてらっしゃいますかね。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 選定基準につきましては条例中に、条例の第4条に5項目が掲示をされております。それに照らし合わせる形で、基準のかなり詳細な部分を今後つくり上げていきたいと考えております。その中で今後検討していくべき事項は、今議員がおっしゃられました指定管理者についての評価をどのあたりでクリアするか、そのあたりについての基準も明確にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 1番。

○議員（1番 眞鍋 博君） ぜひとも評価基準を限定にしっかりと選定をしていただきたいと思っております。

次なんですけど、複数年にわたり高額な委託料を受けている施設がありますけど、私が調べた中では木城温泉湯ららですかね、これが25年、26年、27年と、2,000万円近く投資して管理料を払っております。えほんの郷ですね、これも25年、26年、27年にわたり毎年2,300万円、これを計上してるんですけど、今後3月でこの契約が切れる中で、金額がそのまままた掲示していくつもりですかね。お願いします。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） ただいまのご質問でございますが、指定管理料の額の確定につきましては、それぞれの施設の運営維持を行うに当たり、業務の実施に必要な経費と施設の利用収入や、その他の収入等を勘案しながら決定をしていきたいと思っております。過去の実績等も考慮して減額しても、その施設の機能やサービスが低下することなく維持できると判断した場合には、今後委託料の減額等も考える必要があると、今現在考えております。

○議長（後藤 和実） 1 番。

○議員（1 番 眞鍋 博君） こういった指定管理というところは、行く行くは独立をやっぱり目指してやっていかないといけないと思いますけど、その独立という考えはありますでしょうか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） それぞれの施設で収入が、かなりの収入が得られるというような施設であれば、もう委託管理料なしにそこが運営できるという状況になる場合もあるかと思いますが、利用料収入とか余り見込まれない施設については、今後とも町が公の施設ですので、町が本来ならば管理運営するべきところを指定管理というふうに出しておりますので、それを健全に運営するための収入が見込まれないような施設については、今後とも町のほうでやっていかなければいけないというふうには思っております。

○議長（後藤 和実） 1 番。

○議員（1 番 眞鍋 博君） じゃ、採算がとれないところにはもう、ずっと町が補填していくという形よろしいんでしょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 和実） 1 番。

○議員（1 番 眞鍋 博君） こういった木城温泉湯ららでも、えほんの郷でも、やはり木城町になくはないものと思っております。こういった形で2,000万円という金額を打ち込むのじゃなくて、こういった方たちの業者も経営努力ですかね、をすべきではないかと考えているんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） ただいまの1番議員のおっしゃるとおりでございます。やはりその施設の管理を受けたところも、それなりの経営努力は必要だというふう感じております。

○議長（後藤 和実） 1 番。

○議員（1 番 眞鍋 博君） この何年間にわたり同じ委託料払ってて、経営努力というのは見えるんでしょうかね、今までやってきた中で。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 先ほども申しましたが、それぞれ経営努力はされているかと考えておりますが、いかに経営努力をしたとしてもなかなか収入のほうは、こういう人口の少ない町でやっておる関係上、なかなか収入のほうは上がらないというふうに考えます。

収入が上がらなくなれば、やはり指定管理料を早々簡単に減額することはできないというふう考えております。

○議長（後藤 和実） 1 番。

○議員（1番 眞鍋 博君） 経営努力という言葉を出しましたが、えほんの郷に関しては、やっぱり県外の方からの支持が厚いといった形で、私の単純な考えなんですけど、1人会費を取るとか、年間会費1,000円を取るとか、そこで1万人集めたとき、1,000万円がもう出てきますよね。そういった経営する努力ですか、そういったとこ案件とかはそういった会議とかは開かれているんですかね。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 湯ららに関しては会員制をとっております。会費が、先ほど1番議員については1,000円程度とか金額を言われましたが、会員については年間会費をいただいて、その会費を施設の運営のほうにも充てている状況でございます。

○議長（後藤 和実） 1番。

○議員（1番 眞鍋 博君） えほんの郷に関してどうでしょう。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 申しわけございません、えほんの郷でございました。申しわけございません。

○議長（後藤 和実） 1番。

○議員（1番 眞鍋 博君） 今後もそういった経営努力をしっかりとていながら、やっぱり皆さんの公金なんで、毎年、毎年、つぎ込むわけにはいかないと思っております。

最後に、この2,000万円、えほんの郷の2,300万円とか毎年払ってますけど、これの会計報告とか町民にはされてるんですか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） それぞれ協会が毎年総会をしております。その中で町民の方もいらっしゃいますが、その中で全ての会計報告をさせていただいておるところでございます。

○議長（後藤 和実） 1番。

○議員（1番 眞鍋 博君） この2,000万円の内訳とかもしっかり計上されているんですね、その会計報告には。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 入っております。

○議長（後藤 和実） 1番。

○議員（1番 眞鍋 博君） 今後も公金を、小丸川発電所が固定資産という大きなお金がなくなっていく中なんで、こういった指定管理委託料については十分に吟味して、予算をつけていただきたいと思っております。

続きまして、15番の木城中学校の部活動減少についての質問です。

現在少子化の影響もあり、伴う職員の減少にもなって、中学校の部活が廃部になるケースが多

くなって、子供たちがなかなか私立に流れたりとか、木城町にとどまらず私立に行ってしまう状況なんですけど、そういった地元の中学校に行かないという対策は何かとってらっしゃいますかね、教育長。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 外に流れているということなんですけれども、実際はある、例えば本年度に限っては、野球部が存在してますけれども、その野球部の子がほかの私立の学校に行きました。もう1人は、中学校にないラグビーがしたいということで隣の学校に転校したような状態で、取り立てて好きな体育部がないからほかの学校に行くというのは、私としては今のところ把握はしてない状態ですが。

でも、これから先のことを考えますと、やはり子供たちの希望ニーズというのは、非常に大事になってくるかなとは思っております。ですので、把握をしたりすることは、私たち教育課のほうではしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 1 番。

○議員（1 番 眞鍋 博君） 部活動が少ないという、部活動が廃部になったりするケースがあるというのは最近になって知られましたかね、それともずっと前から知ってらっしゃいましたか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 部によって何か存続が危ぶまれるというのは、以前は聞いております。本年度はバレー部が人数が足りないということで、今年、中学校は廃部になりました。子供たちがぜひバレーを続けたいという希望がありまして、平成26年度は中学校の部としては廃部になりましたけれども、スポーツ少年団のほうで組織の中で活動していただくということで、その中学校のバレーをしている生徒たちは、そのスポーツ少年団の中で活動をしております。

○議長（後藤 和実） 1 番。

○議員（1 番 眞鍋 博君） これ大分県の事例なんですけど、やはり職員数が少ない分、専門分野を教える方たちがやっぱり少ないと。そこでやっぱり外部指導者ですか、そういった制度を用いると職員たちの負担軽減にもなると思うんですよ、土曜、日曜が休めたり。そういった考えはおありですかね。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 本年度も中学校の部活は、外部指導者に頼るところが多々あります。実際専門で教えてらっしゃる先生が1人というふうには聞いております。その辺は外部指導者の方に大変ご尽力をいただいているということに関しましては本当に感謝しているんですが、教育課としても、その外部指導者の方たちにボランティアという考えではなくて、何らかの支援をし

ていけたらいいなというふうには考えております。

外部指導者につきましてですが、これ木城中に限らず全国的にこの部活の問題は大きな問題になってるようです。例えば木城中の場合は、教員が少ないということで、部活の指導の専門性のある教員がなかなか配置されないという大きな問題があるんですが、これはもう全国的にそういう問題が起きてるということで、私としても外部指導者というのは大変考えていけないといけないなというふうには考えてます。

○議長（後藤 和実） 1 番。

○議員（1 番 眞鍋 博君） 最後になりますけど、今スポーツ業界でガバナンスという言葉がすごく取りざたされているんですけど、知らない方がいらっしゃるといけないので、このガバナンスというのを説明していただきます。

これは、Jリーグをつくった川淵三郎氏が、今問題になってる日本のバスケットボールが2つ団体があって、その2つを1つにまとめなさいと国際連合が、国際の試合ですね。そこで2つにまとめないと国際試合を禁止にしますという案件で、川淵さんが急遽このバスケットボール協会に行ったときの感想なんですけど、

ガバナンスが全くなってなかった。協会は全てボランティアで運営している。トップは会社の社長や重役で、企業では立派ですが、ボランティアであるゆえにいいかげんさ、無責任さが国際試合禁止という事態を招いてしまった。無能な幹部が何を考えて協会を運営したのか、目的を明確にして、どう強化するかという視点がまるで足りず、好きなことをやっていけばという体制が、こういう醜態を招いた。

と書いてあります。これはガバナンスというのは、昔の古い体質ですかね。昔から人がいないと、この会は盛り上がらないよとか、この協会の取り決めはこういった流れで来ているよとか、そういったのをこれが正しいというわけではないんですけど、そういった新しい改革を今の教育の分野でやっていくことはありますか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 今の体制というか、ちょっと新しい視点でそういう部活動に対しての取り組みをしていけないといけないというふうには考えております。

先ほど申しました外部指導者に関しましても、3年に1回は講習を受けないと指導ができないというふうには中学校はなってるみたいなので、そこ辺の講習を受けていただく体制とかそういうところも含めて、見直しはしていけないのかなというふうには考えております。

これも教育課だけではなくて、中学校の校長を含め職員の先生方とも一緒に協議をした上で、いろいろ決めていきたいなと思ってます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 1 番。

○議員（1 番 眞鍋 博君） 済みません、最後と言ったんですけど、部活動に限らず社会教育課さんはスポーツ推進とかいろんな民生委員とかそういった会を持ってらっしゃいますけど、こういったのもやっぱり体制の見直しとか、しっかり的確な人選をしたほうがこの案件が正しいかどうかちょっとまだ難しいんですけど、やっぱりガバナンスが必要なところもあるし、ガバナンスが必要じゃないときもあるし、そこは微妙なんですけど、今後ほかの分野でも新しいことに挑まれる覚悟はございますか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） やはり流れがありますね。それから子供たちの実態とか児童生徒の実態、それから地域の実態、それから高齢者も含めて社会の町民の実態等もありますので、その辺は以前どおりというわけにはいかないと思いますから、加味して考えていきたいなと思います。

○議長（後藤 和実） 1 番。

○議員（1 番 眞鍋 博君） 今子供たちの件も出ましたけど、先ほどから上がってるめばえ保育園の件なんですけど、これ子供たちの件なんですけど、めばえ保育園は子供たちがあそこが水害で危ないと、耐震に問題があると、そういったのでめばえに動かしたと思うんですけど、そういった動かした理由があるのに、今現在障害者の方たちに施設を貸してるということは、教育長としてはどう思われますか。

○議長（後藤 和実） 1 番議員、ただいまの質問は通告内容から逸脱していると思われまので、通告内容に従って質問をお願いいたします。1 番。

○議員（1 番 眞鍋 博君） この件に関しては、子供たちのことをやっぱり前向きに考えるといった意味で、教育長に質問したんですよ、はい。だから関連があると思えますけど。

○議長（後藤 和実） だから、これについてはやっぱり質問の内容を通告してないと、逸脱していますので。

○議員（1 番 眞鍋 博君） 一問一答ですよ。

○議長（後藤 和実） はい。だから……。

○議員（1 番 眞鍋 博君） 通告する質問じゃないです、違うんです。

○議長（後藤 和実） いや、めばえ保育園のことが出ましたので。

○議員（1 番 眞鍋 博君） 今後教育、子供、いろいろな分野で、教育の分野で考えることについて聞いて、前向きな考えがありますということだったんで、それをちょっと聞いてみたんですけど。

○議長（後藤 和実） やっぱり内容を、そこ辺まで言われるんなら通告書の中に入れてもらったほうが、教育長もこの場でぽんとは、なかなか答えられん面もありますので。1 番。

○議員（1番 眞鍋 博君） わかりました。

じゃ、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤 和実） 1番、眞鍋博君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） 次に、16番、17番、18番の質問事項については一問一答式により、5番、黒木泰三君の登壇質問を許します。5番。

○議員（5番 黒木 泰三君） 最後になりましたけれども、5番の黒木でございます。主に農業振興の問題について3つ、4つ、質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、農業振興対策について質問させていただきますが、この件については町長の施政方針の中で述べておられますので、再問はあまりいたしません、基幹産業が農業であります本町にとって、農家の経営の安定と所得の向上は不可欠なものであります。改めて町長の見解をお聞きしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 国は、農林水産業、地域の活力創造プランというのを策定をしまして、それに基づいてそれぞれの強い農林水産業の実現に取り組んでくださいということをおっしゃるので、本町におきましても国が示します活力創造プランと連携した取り組みをやっていきたいと思います。それが経営農家における経営と安定につながるものだと思います。

その中でも特に、農地中間管理機構が実施をいたします農地利用集積事業であります、これについてはいわゆる認定農業者のほうに集積をしていきますので、いわゆる担い手でありまして、その認定農業者等はしっかりと研修会とか意見交換会も踏まえて育成を図っていきたくて思っておるところであります。

それから、当然ながら、経営規模が拡大することが予想されておりますので、そういった意味では計画的に農業用施設などの農業生産基盤の整備に努めていきたくて思っております。

それから、最近特に自然環境の負荷の少ない環境保全型農業を推進をしていきたくて思っておりますし、また近々には畜産関係が今大変な状態でありますので、いわゆる畜産農家の経営安定につきましては、優良素牛の導入でありますとか飼料生産等に対する支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 5番。

○議員（5番 黒木 泰三君） ありがとうございます。第5次総合計画でありますけれども、本町の農業生産額は平成30年度に目標を50億円と、こうおっしゃっております。順調に伸びていけば無理な目標ではないというふうには思っておりますけれども、これに対する計画性といいますか、

どのような取り組みを考えておられるのかをお伺いをいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ご質問のように、第5次木城町総合計画では、平成30年度に農業総生産額を50億円にするという目標を設定をしております、今のところ順調にそれに向けて進んでいるかなと思っているところであります。この50億円を達成するため、しっかりと農業情勢を考慮しながら、関係機関と一丸となって進めてまいりたいと思います。

ただ、そのためには、総合計画の中で11の主要施策を掲げておりますので、それに基づいていきますが、私もこの30年度までにはぜひ50億円を達成をしたいと、また達成できるものと考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 5番。

○議員（5番 黒木 泰三君） 大変農業情勢の厳しい中ではありますけれども、大変かと思えますけれども、この目標に向かってぜひとも達成いただきますように期待をしていくところであります。

それでは、次に、米対策でありますけれども、減反政策がさらに進む中で、26年度産米は前年比10アール当たり1万5,000円強の下落となってしまいました。農家は食用米では赤字経営であります。

それで、私は水田は水田として、稲作として機能していくのが一番いいのだというふうに思っております。そこでご承知のとおり国や県が、町がですが、交付金や助成金を強化し、推進していくのが飼料用米であります。そこで計画性を持って飼料用米の10アール当たり増産と面積の拡大を図って経営の安定化を進めるべきだというふうに思っておりますが、本町の本年度からの取り組みはどうなっているかをお伺いをいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 現在国は米の生産対策として、経営取得安定対策需要によりまして、いわゆる生産調整交付金を交付をしております。

今年度から、特に新たな取り組みといたしまして、今ご提言がありましたように、飼料用米の作付を推進をしております、現在7.5ヘクタールの作付予定となっているところであります。国の経営取得安定対策への助成もありますが、これに町単独で助成をして促していきたいと考えております。

それから、5番議員が懸念されてますように、平成27年度も米の価格は下がる見込みだと私も思っておりますので、今後米からの転換作物といたしましては飼料用米、加工用米、それからWCS用稲の転換を推進をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 5番。

○議員（5番 黒木 泰三君） やっぱり米は、主食用米を減らして飼料用米にかえていくと、また逆に上がってる、そこへの計画性が大切かというふうに思っておりますので、そこら辺のこの取り組みをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

また、今後TPPの交渉が不透明でありますけれども、説明のとおり主食用米の直接支払い制度は、平成30年度には廃止になるということが決まっております。そして飼料用米は、まだ450万トンぐらいの余力があるというふうに聞いております。こういうことで、計画的な政策をひとつよろしくお願ひしたいというふうに思っているところであります。

次に、本町の畑作であります。現在甘藷を中心に契約栽培が主力となって、木城町農業の基幹作物となっております。私は以前、畑作にも経営所得安定対策が適用されるということで、強い期待感を持っておったわけでございます。ところが、スタートしてみると、本町に該当するのは主に大豆と蕎麦ぐらいですね。ほとんど本町の農家支援にはなっておりません。収益性が少ないけれども、災害に強いことと多くの面積がこなせるということで、甘藷、馬鈴薯、それに千切り等の加工大根を作付をしていくのが現状であります。

課題も多いわけでありまして、さまざまな国の事業も進む中で、生産者、企業とも連携を図りながら、研究開発をし、また重要産業として成長させていくのが大切なことではないかというふうに思っているわけです。

また、農地中間管理機構、先ほど言われました件でありますけれども、進展をさせまして集約を図っていくべきだというふうに思っておりますので、この件についても畑作でありますけれども、見解をお願ひしたいというふうに思っております。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、甘藷を初めとする畑作と、農地中間管理事業との兼ね合いであります。いわゆる農地中間管理機構につきましても、農地所有者から認定農業者のほうに集積をしていくわけでありまして、これについてもある程度各年度ごとに目標地を設定をしております。昨年度は目標値に対しまして104%の達成率でありますので、ことしも目標設定がされてますので、それをクリアしていきたいと思っております。いずれにいたしましても、農地利用集積をして、効率的に農業経営をしていただいで、それが所得の向上なり安定にかかわってくるものだろうと思っております。

それから、特に甘藷、それから人参、それから馬鈴薯もそうですが、契約栽培等をされてますが、そこ辺の契約栽培についてもしっかりと、町のほうでお手伝いできる部分はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 5番。

○議員（5番 黒木 泰三君） 今後こうした契約栽培の方と、機会を見て一年に1遍ぐらいは、研修会や指導会関係の話し合いを持つと、意見交換ですかね、そういうことは町長がどう考えておられるかお伺いをいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 認定農業者、それからいわゆる農家の方については、しっかりと意見交換をさせていただきたいと思っておりますし、やはり木城の場合、農業がしっかりともうけてもらって所得を稼いでもらわないと元気が出ないという部分がありますので、そこはしっかりと意見交換をさせていただきたいと思っております。

それから、やはり作物をつくったら、しっかりといいものをつくっていただいて、それを高く売ってもらいたいという意味から、保冷库も助成をしてもらえないかというような意見もお聞きをしていますので、そこらあたりも含めてしっかりと意見交換をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 5番。

○議員（5番 黒木 泰三君） ありがとうございます。農地中間管理機構は、推進がもう全国的に進まないというのが現状であります。特に木城は、昨日もちょっと問題になりましたけれども、JSCとの関係、相反するところがありますが、今農政で国が最も力を入れている事業でありますので、今後の木城町の影響に、ある心配もするわけでございます。そういうことで地道な努力が必要かと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、地方創生に対する本町の方針ということで述べさせていただきますけれども、地方創生については、先ほど原議員のほうで質問されまして、重複する点がありますので避けたいとは思いますが、1、2点だけお伺いをしたいと思っております。

先日、宮崎で地方創生についての講演会を聞く機会があったわけです。これには全国では1,800何ぼの市町村が800何ぼになると。宮崎県が今のまんまでいけば、26の市町村の中で15の市町村が消滅するんじゃないかというふうなことで言われたわけですが、これに多分木城は入ってないだろうと思っておりますけれども、そののどこをちょっと確認したいわけですが、よろしくお願ひします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、5番議員がおっしゃったこと、いわゆる日本創生会議の増田レポートと言われる部分だと思います。いわゆる全国にある市町村1,800あるわけですが、これが今おっしゃったように896に消滅をしますよということで、そのためにそれぞれの自治体をし

っかりとそういった人口減少対策とか、いわゆる地域活性化に取り組みなさいということを行っているところだと思います。それが、いわゆる地方創生につながってきているものと思っております。

ただ、私自身としては、木城町は消滅をする町村に入っておりません。宮崎県の中で半分以上が消滅をするとされておりますけれども、木城は入ってません。しかし、私は、町がなくなるわけではないと思っております。小さな町しかできないこともありますので、そこは小さい町だからできることをしっかりと訴えて、皆さんと一緒に地域づくりをすることが肝要かなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 5番。

○議員（5番 黒木 泰三君） あと1点、聞きたいわけですが、やはり講演会の中で聞いたことなんですが、地方創生に対しての先行型交付金というのをを出しておると、これはどういう内容のものなのか。本町においては、そのような来ておるのか、その使われ方をお聞きしたいわけです。

そして、またそれを8月ごろまでに動き始める町村に対しては、ボーナスポイントを出しますということで、全国で300億円の予算を組んでおるということを言われたわけですが、この点についてちょっとお伺いしたいわけですが、よろしくをお願いします。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） ただいまの質問でございますが、地方創生において、27年度に先駆けまして26年度末に国が補正予算を計上したものでございますが、その内訳としまして、地方創生先行型交付金事業、これが1,700億円国が交付しております。それと、消費喚起生活支援型交付金事業としまして、2,500億円を国が交付しております。

これに対する本町における受け入れた交付金につきましては、先に述べました地方創生先行型交付金、これにつきましては1,000万円交付がありましたが、そのうち地方総合戦略の策定業務として入ってきております。消費喚起生活支援型交付金のほうが500万円、これが消費喚起ということで商工会のプレミアム商品券発行助成事業のほうに充当されております。

上乗せ交付金の300億円ということでございますが、これについてはまだ正式なところは来てないんですが、これを県を介して540万円程度27年度に入ってくる予定でございます。これについては子育ての応援事業として福祉保健課のほうで事業を計画しております。

○議長（後藤 和実） 5番。

○議員（5番 黒木 泰三君） 今言われたわけですが、非常に自治体によって取り組むスピードがかなり差があるということであります。そして、結局ふるさと納税ではありませ

んけれども、企業等に木城出身の企業の方がUターンをしてもらうというような、例を上げればそういうところが大分あるというようなことで、そこ辺のところもまた努力をしていただきたいというふうに思っております。

本町には、子育て支援、定住促進事業など関係者の努力と知恵によって、人口減少に歯止めはかかっておりますけれども、先日の宮日にも掲載されたとおりであります、大変素晴らしいことだと思っております。

それで今後、大型財源が減少する中、政策を堅持していくためには、町長と行政執行部が車の両輪となって、地方創生を確実なものにしていく必要があると考えますので、大変なときの町長かと思いますが、町長の手腕を期待をしているところであります。よろしくお願いいたします。

最後になりましたけれども、町道の制限速度の件でちょっと提案をさせていただきます。町道の中川原木ノ瀬川原線の農協スタンド前信号から下水道浄化槽施設付近までの道路でありますけれども、スピードを出している車が多く危険だという声があります。現在、通学路でありますので立て看板は立っておるようでありますけれども、対策をお願いしたいということでもあります。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 町道の制限速度の設定につきましては、管轄が宮崎県の公安委員会の権限となっておりますので、正式にということになりますと町からは要望書を提出するということになっております。

高鍋警察署のほうに確認しましたところ、まず最初に要望書を出して、その後に現地調査を行うというような形になるんですけれども、その条件としまして町単独で通学路であることや速度注意を促す啓発用看板の設置あるいは外側線の設置等の対策を講じることが大切ですよということで。

今議員さんからもおっしゃられましたように、中川原木ノ瀬川原線については、その部分についてはもう完了しているということで、町の単独の部分での看板等の設置については終了していると考えております。

そこで、今後はちょっと調査をした上で、高鍋警察署のほうと協議を進めるような形になってくるかと思っております。

○議員（5番 黒木 泰三君） 以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 5番、黒木泰三君の質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

---

## 日程第2. 散会

○議長（後藤 和実） 日程第2、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。あす16日は委員会審査、17日水曜日は各委員会審査まとめ及び特別委員会、18日木曜日は本会議、午前9時開議で各常任委員会付託議案審査結果報告、質疑、討論、採決となっています。

本日はこれで散会といたします。

議会傍聴にご来場いただきました皆様に一言お礼を申し上げます。本日は、早朝よりたくさんの方々に熱心に傍聴いただきましたことを心より感謝申し上げます。

これからも議員一同、皆様のご期待に応えられるよう議会活動を進めてまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。本日は、まことにありがとうございました。

議員の方は控室をお願いします。

○事務局長（淵上 達也君） 皆様ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午後0時02分散会

---